

検事ノ職ハ罪訟事端発スル
ニ始リ裁断処決ニ止リ未発
ヲ警察スルノ事ニ干預セス

「司法職務定制」(第22条第2)
〔「法規分類大全」より〕



歴史の壺

法務史料展示室だより

第27号

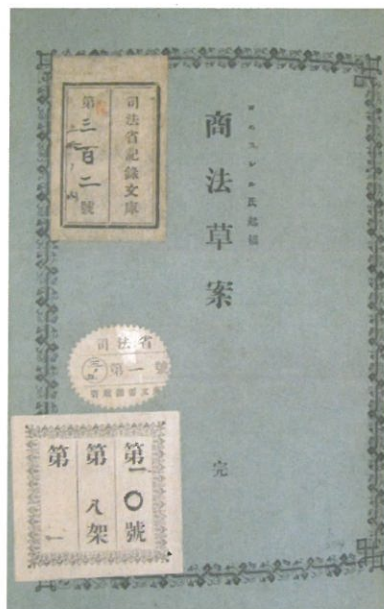
「歴史の壺」では、法に関する歴史を
中心に様々な視点で紹介していきます。
みなさんも歴史のつばにはまりましょう!

法務図書館の 書棚から

第12回 『ロエスレル氏起稿商法草案 完』

今回はボアソナドの自然法に関する講義と、その講義ノートを取り上げました。今回も、前回に引き続き、お雇い外国人に関する史料を紹介することにしましょう。

『ロエスレル氏起稿商法草案 完』



『ロエスレル氏起稿商法草案 完』は、ドイツ人法学者ヘルマン・ロエスレルの手によって作られた商法草案の翻訳です。ロエスレルは、弁護士之父と判事の娘を母に持ち、27歳にしてローシュトック大学で国家学の正教授に就任した、学界でも注目された学者でした。しかし、ドイツの学界・政治情勢に失望し、ドイツ公使であった青木周蔵の誘いを受けて、外務省の公法顧問として来日することになります。明治11年(1878)、44歳の時でした。来日した彼は、外務省の顧問という枠を超えて活躍し、明治14年(1881)より商法の起草にあたり、また明治憲法の制定にも関わって、憲法起草者の一人である井上毅に大きな影響を与えました。特に、伊藤博文や井上がロエスレルを夏島に呼んで助言を求めた話は有名で、明治憲法の内容や構成の多くは、彼の提案を取り入れたものと考えられています。

さて、ロエスレルが起稿した商法草案の内容は、一部でフランス法を採用していましたが、規定の多くはドイツ商法を参考にしたものでした。その後、様々な議論を経て、明治23年(1890)4月26日、ついに1064条からなる商法(旧商法)が公布されます。ところが、東京商工会の施行延期論をはじめとして、商法の施行に強い利害関係をもつ実業界の中で、多くの反対意見が沸き起こりました。結局、帝国議会でも施行延期案が通過し、梅謙次郎らを起草委員に、新たな商法(明治商法)編纂が行われていくこととなります(この商法は、破産法以外では旧商法を全面的に見直し、明治32年(1899)6月16日施行されました)。

ロエスレルは、明治26年(1893)に帰国し、翌年亡くなりました。彼が長い時間を捧げた明治憲法と旧商法は、現代の日本では既に効力を持っていません。しかし、彼が残した礎の上に、現在の憲法や商法は存在していると言ってよいでしょう。

*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介しています。

字引を
ひもとく

著作権：チヨサクケン

“Copyright”【英】＝「著作権」は現代の常識ですが、日本にはじめてコピーライトの概念が紹介された江戸時代末期、福沢諭吉は翻訳語として、「版權」の語をあてました。明治2年(1869)の「出版条例」で著作権が保護されるとともに、徐々に「版權取得」の文言が書籍などの著作物にあらわれ、「版權」が一般化します。しかし明治32年(1899)、「著作権法」の制定に伴い、「版權」に代わって「著作権」が法律用語として定着しました。

史跡探訪

きゅうとよたまかんごくおもてもん

旧豊多摩監獄表門

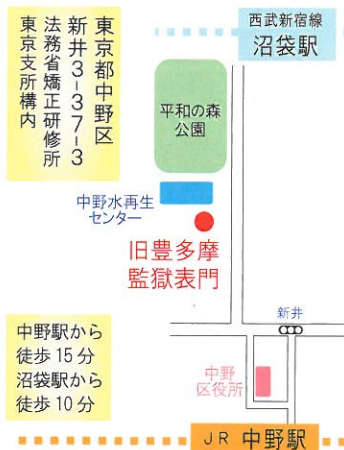
昭和7年(1932)5月、初めて来日した喜劇王チャールズ・チャップリンは、監獄を見ることによってその国の文化水準を測れるとし、昭和4年(1929)に完成したばかりの小菅刑務所を訪れています(小畑輝海『矯正有情』(私家版))。このエピソードからも分かるように、刑事施設は、その国の法制度や、被収容者の権利に対する政府の姿勢をさぐる手がかりとして、多くの視線にさらされてきました。

明治以来の日本政府は、そうした外からの目を意識しつつ、威信をかけて刑事施設の建設に臨んでいます。早くも明治5年(1872)の法令において、石または煉瓦を用いた、堅牢で失火を防げる施設の建設を謳うとともに、形状に関しても、諸外国の施設を参照して、放射状の構造が例示されています。その結果、明治期には、例えば愛知県犬山市の博物館明治村に移築されている金沢監獄にみられるような、放射状の構造をもつ刑事施設が登場することになりました。

東京都内にも、同様の刑事施設が設置されましたが、現在、史跡として参観可能なものに、旧豊多摩監獄表門があります。この施設は、その性質や名称がいくたびか変更されたものの、大正4年(1915)から昭和58年(1983)にかけて、刑事施設としてはもちろん、矯正(行刑)に関するいくつかの先駆的な試みの舞台として、使用されていたものです。



旧豊多摩監獄表門



歴史の壺クイズ

明治8年(1875)、拷問現場を目撃して衝撃を受けた御雇外国人ボアソナードは、政府に拷問廃止意見書を提出します。

「一人の無実の者を死に処するよりも百人の罪人を罰しないにしくはない」(自然法の原則)など、4つの理由から拷問廃止が唱えられましたが、その4つに含まれないものは以下のうちどれでしょうか。

1. 人道に反する
2. 冤罪が増大する
3. 政府の威厳が失われる

前回の答えは
1番!

横顔



村田保は、わが国初の全国統一刑法典である新律綱領の編纂に、律令学の専門家として携わりました。編纂終了後、「刑律質問」のためイギリスに派遣され、帰朝後は司法省大解部となりますが、ほどなく太

政官に転じ、刑法、治罪法草案審査委員を務めました。後年貴族院議員となり、シーメンス事件の際に議場で山本権兵衛首相を痛罵し、直ちに議員を辞した硬骨漢としても知られています。

その村田の著書、『刑法註釈』が発行されました。明治13年(1880)7月17日に村田も審査に関わった刑法、治罪法が公布されるのですが、著書発行はその直後のことで、巻頭には同年4月と5月の日付のある高官からの序文が、巻末には「明治十三年六月九日御届七月二十六日版權免許」とありました。このあまりにも早い出版に、新聞各社が非難の声を上げます。審査委員が公布前の法典の注釈書を執筆し、民間人を出し抜くように利を図るのは怪しからん、というのです。実は村田は、同年6月10日より制度研究のためドイツに派遣されており、上記「御届」は出発直前であったことが分かります。慌てた版元は第二版で「御届」の日付を削りますが、洋行中の村田は直接批判に晒されることも、また帰朝後に咎めを受けることもありませんでした。一方、新聞社のなかでも筆を緩めなかった東京日日新聞は、過去に私的出版で処罰された官吏の例を引き、序文を寄せた高官を難じ、ついには内閣批判を展開したため、編集人が讒謗の罪に問われ罰金を科される事態に至りました。